

平成 29 年度

事業概要



譲渡犬「ダン」

名古屋市動物愛護センター

動物愛護宣言

名古屋市動物愛護センター 三十周年

名古屋市動物愛護センターは、今から三十年前の昭和六十一年に、他都市に先駆けて、犬の抑留所である管理棟と、動物愛護と適性飼養の普及啓発を行う愛護館を併設する当時では画期的な施設として設立されました。

以来、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲・抑留・殺処分の業務等と、愛護館での普及啓発を並行して行うことにより、動物愛護行政に邁進してきました。

さて、この三十年を振り返ると、犬猫の飼養の仕方も大きく変わりました。犬猫は、室内飼いが進み、家族の一員として大切に飼養される市民の方が増えました。

当センターでも、設立当時は数多く収容されていた子犬たちは、愛護館のふれあい広場で子どもたちに動物愛護の精神や命の大切さを教えてくれる生きた教材として活躍してきていましたが、近年はほとんど収容されなくなりました。今は、その子犬たちになり、成犬や猫たちがその役目を引き継いでいます。

昨年リニューアルされた愛護館では、人が犬猫を一方的にさわるのではなく、犬や猫と心を通わせる「ふれあい」を行うよう努めています。

私たちが推進する動物愛護の精神はゆっくりではありますが、確実に市民の中に広がっています。しかし、未だに、犬猫の遺棄は後を絶たず、残念ながら社会全体に理解されているとはいえません。

そこで、ここに名古屋市動物愛護センターは、設立三十周年の節目にあたり、次の「動物愛護宣言」をします。

ひとつ

人と動物が固い絆で結ばれるよう、犬猫等の飼主が飼主責任を十分に果たせるようにサポートし、人と動物の健康と安全を確保します。

ひとつ

収容した犬猫等の一頭ごとの命をみつめ、殺処分を一頭でも多く削減し、犬猫等の殺処分のない社会の実現を目指します。

ひとつ

動物愛護推進員や譲渡ボランティアを始めとする市民の理解と協力が得られるよう尽力すると共に、愛護館を拠点にし、途切れることなく動物愛護と適性飼養の普及啓発に努めます。

時代と共に本市の動物愛護を取り巻く環境は大きく変化しています。私たちは市民のみなさまの合意の下に形成された、進歩的な動物愛護の考え方の普及啓発を絶えず継続していくことで、市民生活の中に生命尊重、友愛と平和の情操が高まることに貢献していきます。

平成27年9月26日

名古屋市動物愛護センター所長 石川 登紀子

ま え が き

平成 28 年度は、犬の殺処分ゼロを達成しましたが、平成 29 年度は、収容中に 4 頭の犬が死亡しました。

- 1 交通事故で負傷した柴犬で、瀕死の状態収容され、翌日亡くなりました。
- 2 市内を放浪していた高齢の柴犬で、収容後、老衰で亡くなりました。
どちらも飼主の方と連絡がつき、ご遺体をお返しすることとなりました。
- 3 飼主の方が亡くなり、動物愛護センターに引き取られたミニチュアダックスですが、収容中に突然、飼主の後を追うように亡くなりました。
- 4 飼主の方が高齢で世話をできなくなったため、動物愛護センターに引き取られた高齢のシーズーで、老衰で亡くなりました。

高齢化社会の進展に伴い、犬や猫の世話が困難になった高齢の飼主の方からの相談割合は、今後も増えると思われます。また、獣医療やペットフードの進歩により、高齢の犬や猫の引取り相談の割合も増えると思われます。

このような状況に対し、動物愛護センターでは、できる限り、飼主のもとに最期までいることができるよう、相談には丁寧に対応してまいります。

平成 29 年度は、ふるさと寄附金の名称を“目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金”と改め、犬だけでなく、猫についても殺処分ゼロをめざすこととなりました。多くの方々から、多大なるご支援を賜りましたことを感謝するとともに、人と動物が幸せに暮らすことができる社会の実現に向け、これからも努めてまいります。

当事業概要に、平成 29 年度の動物愛護センターの業務と実績を取りまとめました。名古屋市動物愛護管理の状況を知る一助としてお役に立てば幸いです。

平成 30 年 9 月

名古屋市動物愛護センター
所 長 横 井 伸 行

目 次

I 概 況

1 沿 革	1
2 機構と分掌事務	2
3 職 員	2
4 施 設 概 要	3
5 行政組織の系統図	6

II 事業の概要

1 狂犬病予防業務

1 捕獲	7
2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲	7
3 こう傷犬の検診	8

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の收容

1 犬・猫の引取り業務	9
2 自活不能猫の收容業務	9
3 負傷動物に関する業務	10
4 警察への協力	10

3 收容動物の管理及び処分

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留	11
2 返還	11
3 譲渡	13
4 殺処分	17
5 愛護館における犬猫の飼養管理	18

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における活動	19
2 動物愛護を啓発する各種教室等の開催	20
3 犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催	23
4 動物介在活動 <small>(高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活性化等を期待して行う動物とのふれあい活動)</small>	26
5 動物愛護週間行事	27
6 猫問題への対応	28
7 所有明示の推進	28
8 避妊去勢手術の推進	29
9 災害時におけるペット対策	29

5	動物愛護推進員の活動の推進	
1	動物愛護推進員関連事業	30
2	動物愛護推進員との協働事業	31
3	動物愛護推進員の自主的な活動の支援	31

6	特定動物飼養者への指導	
	許可及び監視指導	32

7	動物取扱業者への指導	
1	登録等及び監視指導	35
2	動物取扱責任者研修	36

8	人獣共通感染症対策	
1	啓発・指導	36
2	事業犬及び事業猫の糞便検査	36

9	関係機関一覧	37
----------	---------------	----

III 統 計

1	狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業	38
2	捕獲及び返還状況	40
3	指導班活動状況	42
4	殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数	44
5	狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表その1	45
6	狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表その2	46
7	愛護指導業務に関する事業推移表	47

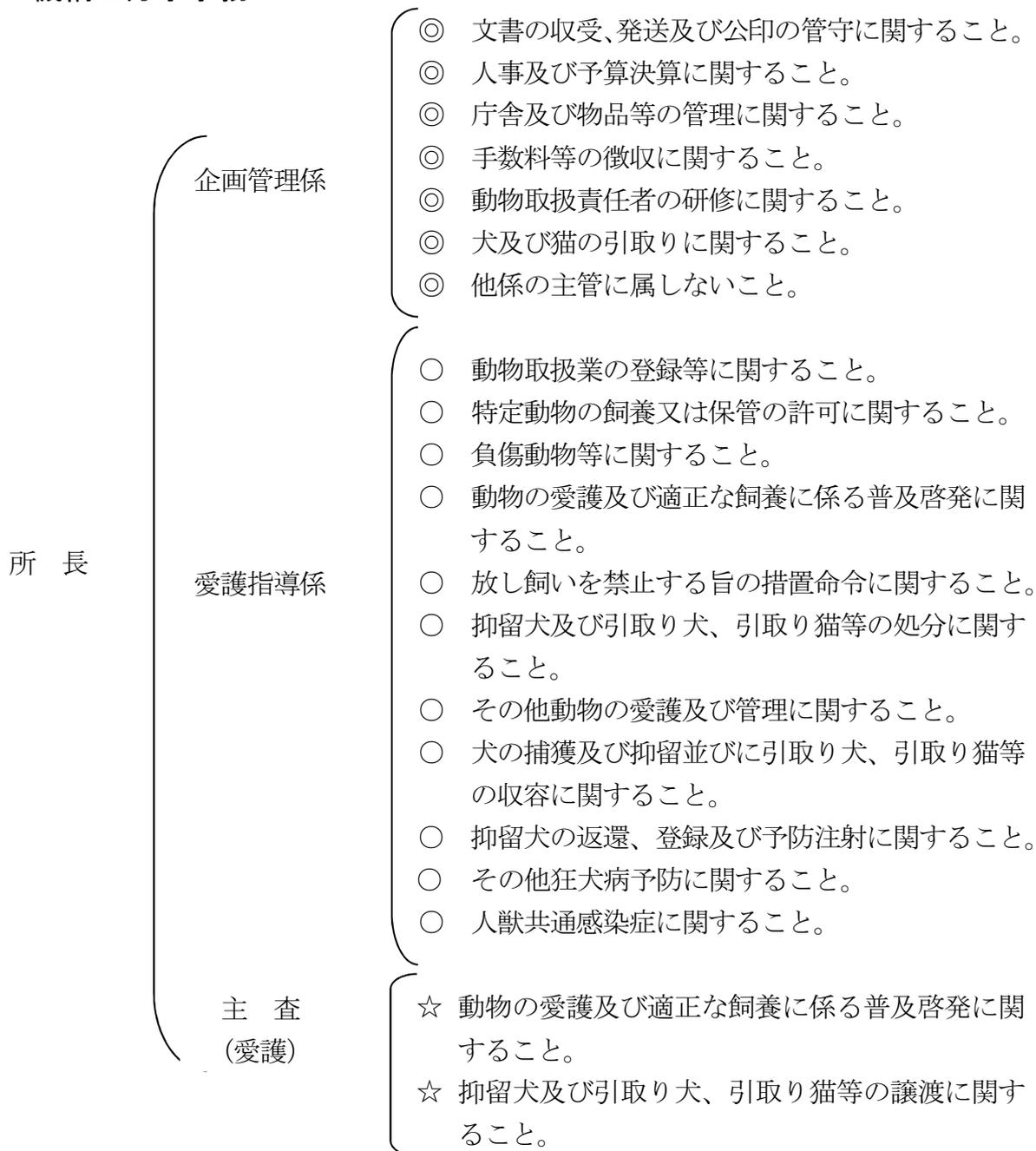
IV	名古屋市動物愛護センター案内図	49
----	------------------------	----

I 概 況

1 沿 革

- 昭和 26 年 4 月 狂犬病予防法に基づく犬抑留施設を中川区に設置、業務開始
- 昭和 44 年 9 月 千種区に東分所を新設、中川区を本所として市域を東西に二分
- 昭和 49 年 4 月 動物の保護及び管理に関する法律の施行
- 昭和 51 年 5 月 名古屋市動物指導センターと名称を変え、動物の保護及び管理に関する業務を開始
- 昭和 60 年 9 月 愛護館、管理棟を竣工、動物愛護センターに改称し、本所は廃止
- 平成 12 年 12 月 動物の保護及び管理に関する法律が改正、動物の愛護及び管理に関する法律として 12 月 1 日施行
- 平成 13 年 4 月 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例日施行
- 平成 16 年 11 月 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例が施行
- 平成 18 年 6 月 動物の愛護及び管理に関する法律及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例を改正
- 平成 21 年 4 月 譲渡動物にマイクロチップ装着を義務付け、所有明示を普及
- 平成 22 年 7 月 譲渡ボランティア登録制度を開始
- 平成 23 年 4 月 犬猫の引取り有料化
- 平成 24 年 4 月 動物取扱業・特定動物の業務、犬猫の引取業務、負傷動物・自活不能猫の受付・収容業務を保健所から集約、4 名増員し、1 係 2 主査制から 2 係 1 主査制となる
- 平成 24 年 11 月 環境省の地域自主戦略交付金による改修工事が開始
- 平成 26 年 3 月 改修工事が完了し、愛護館がリニューアルオープン
- 平成 27 年 9 月 30 周年記念事業を開催するとともに「動物愛護宣言」を宣誓
- 平成 28 年 4 月 犬殺処分ゼロサポート寄附金を開始
- 平成 29 年 4 月 猫についても殺処分がなくなることを目指して、めがせ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金を開始

2 機構と分掌事務



3 職 員

	課長	係長 主査	主事	獣医師	狂犬病予 防技術員	嘱託員	計
所長	1※						1
企画管理係		1	3	2※			6
愛護指導係		1※		6※	14	9	30
主査(愛 護)		1※					1
計	1	3	3	8	14	9	38

平成29年4月1日現在 ※狂犬病予防員計11名

4 施設概要

- (1) 施設名 名古屋市動物愛護センター
 (2) 所在地 名古屋市千種区平和公園二丁目 106 番地
 (3) 規模

* 敷地面積 8,592 m²

* 建物面積

管理棟 (鉄骨造 2階建) 延 695.54 m²

愛護館 (鉄筋コンクリート造 2階建) 延 575.05 m²

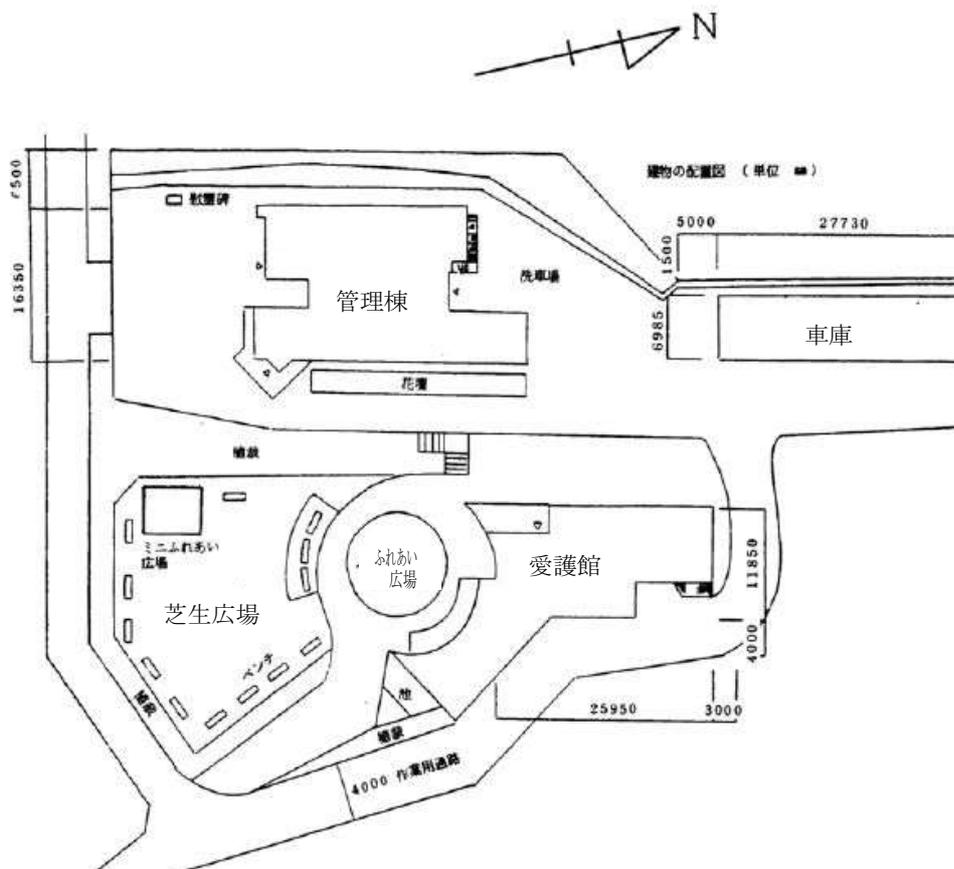
車庫 (鉄骨造 平屋建) 延 200.31 m²

- (4) 開設年月日 昭和 60 年 9 月 1 日

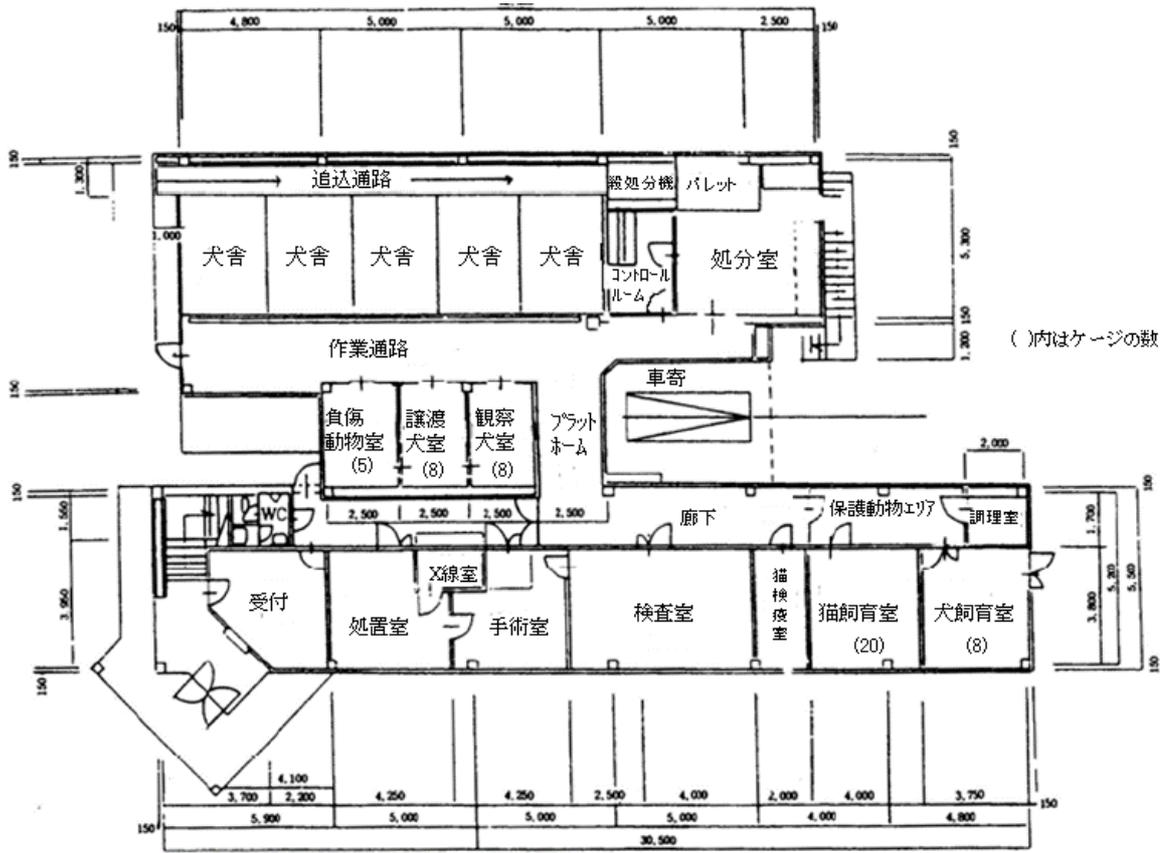
- (5) 犬・猫舎室数

管理棟			愛護館		
名称	面積m ²	ケージ数	名称	面積m ²	ケージ数
犬舎 (5 室)	12×5	—	犬舎 (8 室)	3×8	—
負傷動物舎	9.1	5	犬舎	6	8
譲渡犬舎	9.1	8	猫飼育室	11.5	12
観察犬舎	9.1	8			
猫検疫室	7.6	—			
猫飼育室	15.2	20			
犬飼育室	11.3	8			

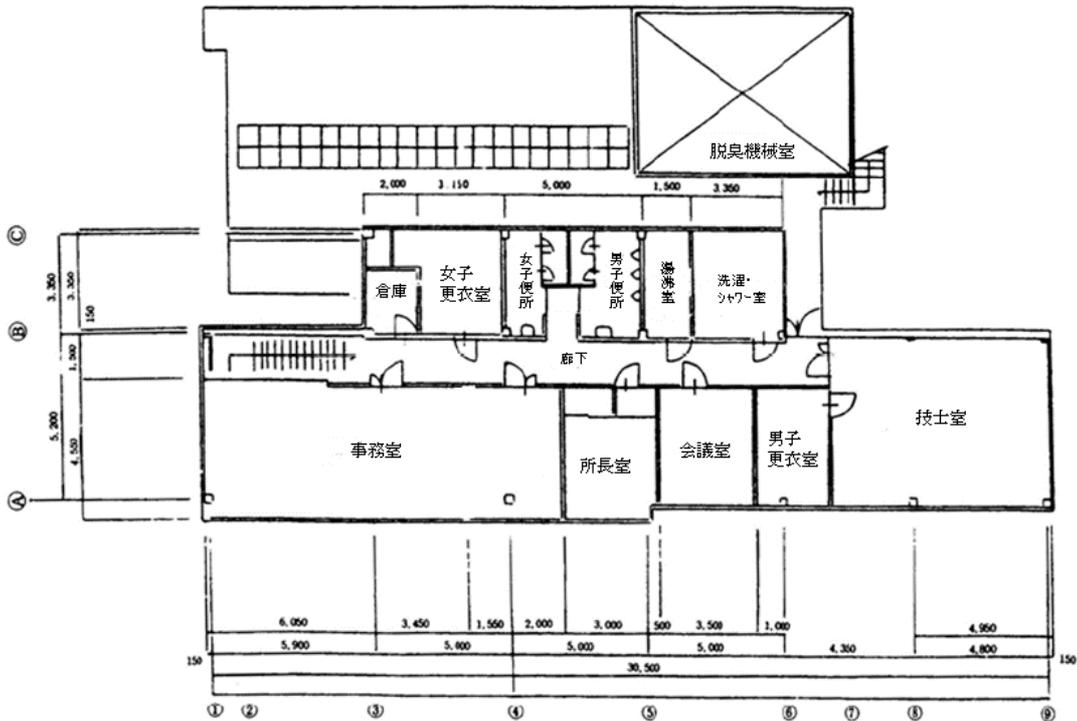
- (6) 配置図



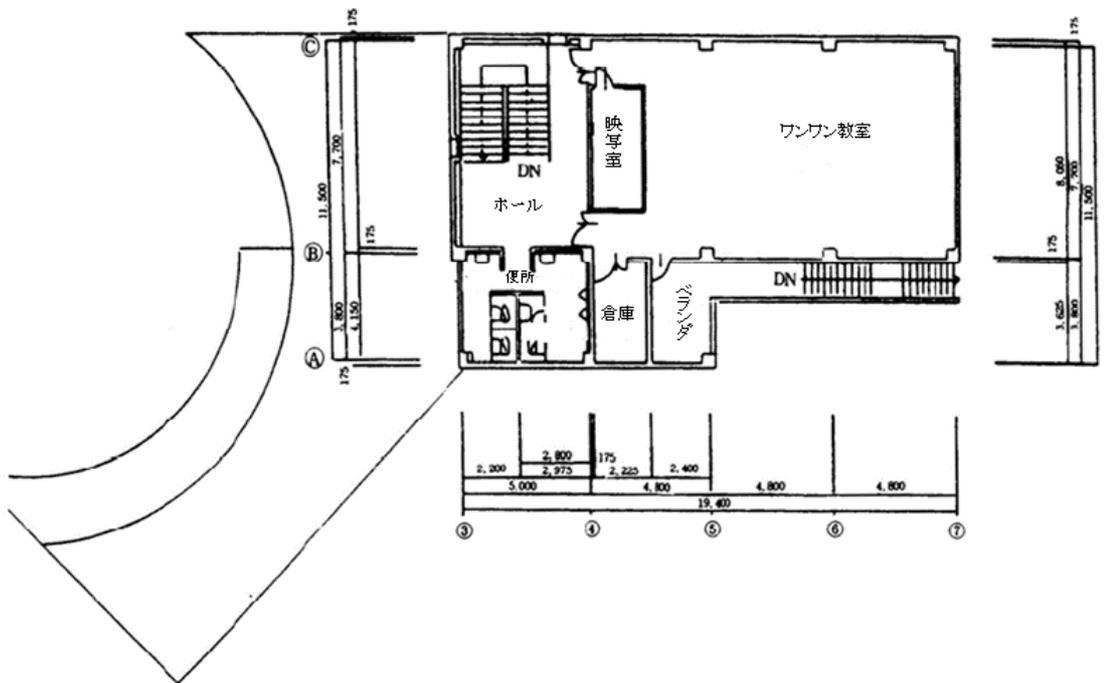
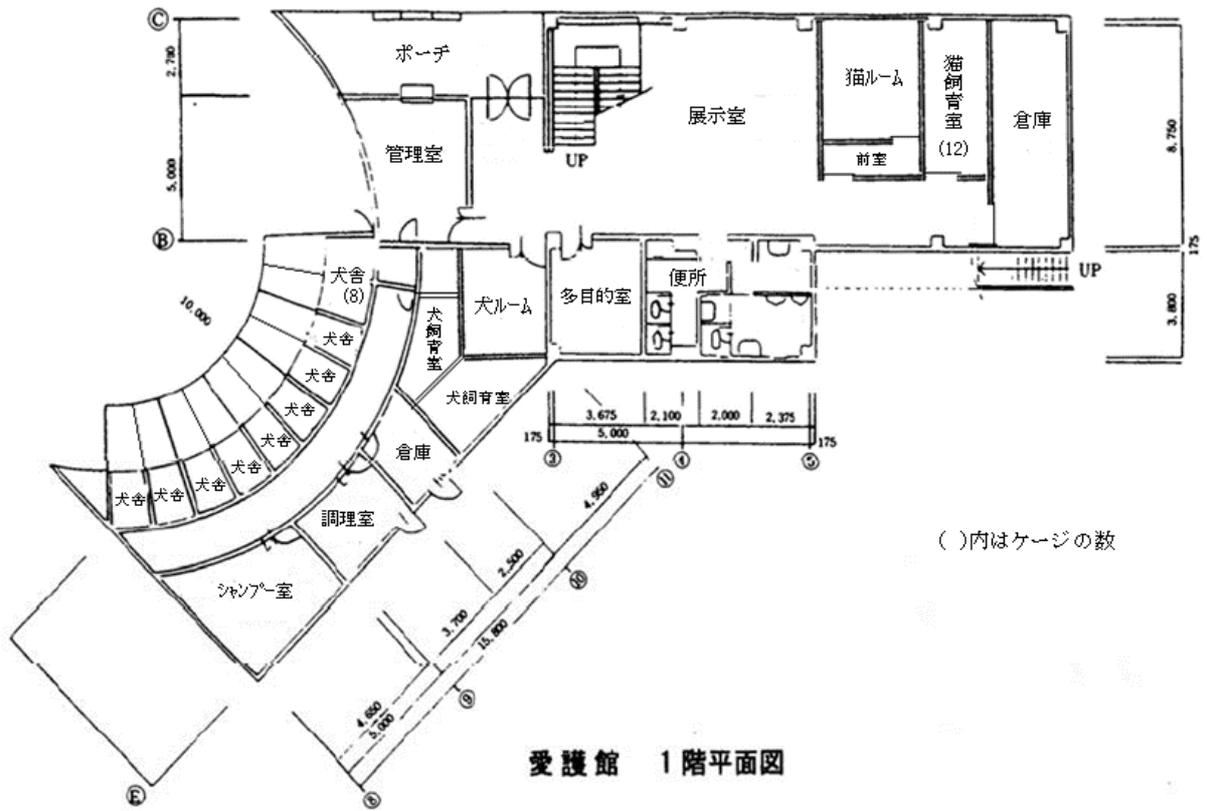
(7) 建物平面図



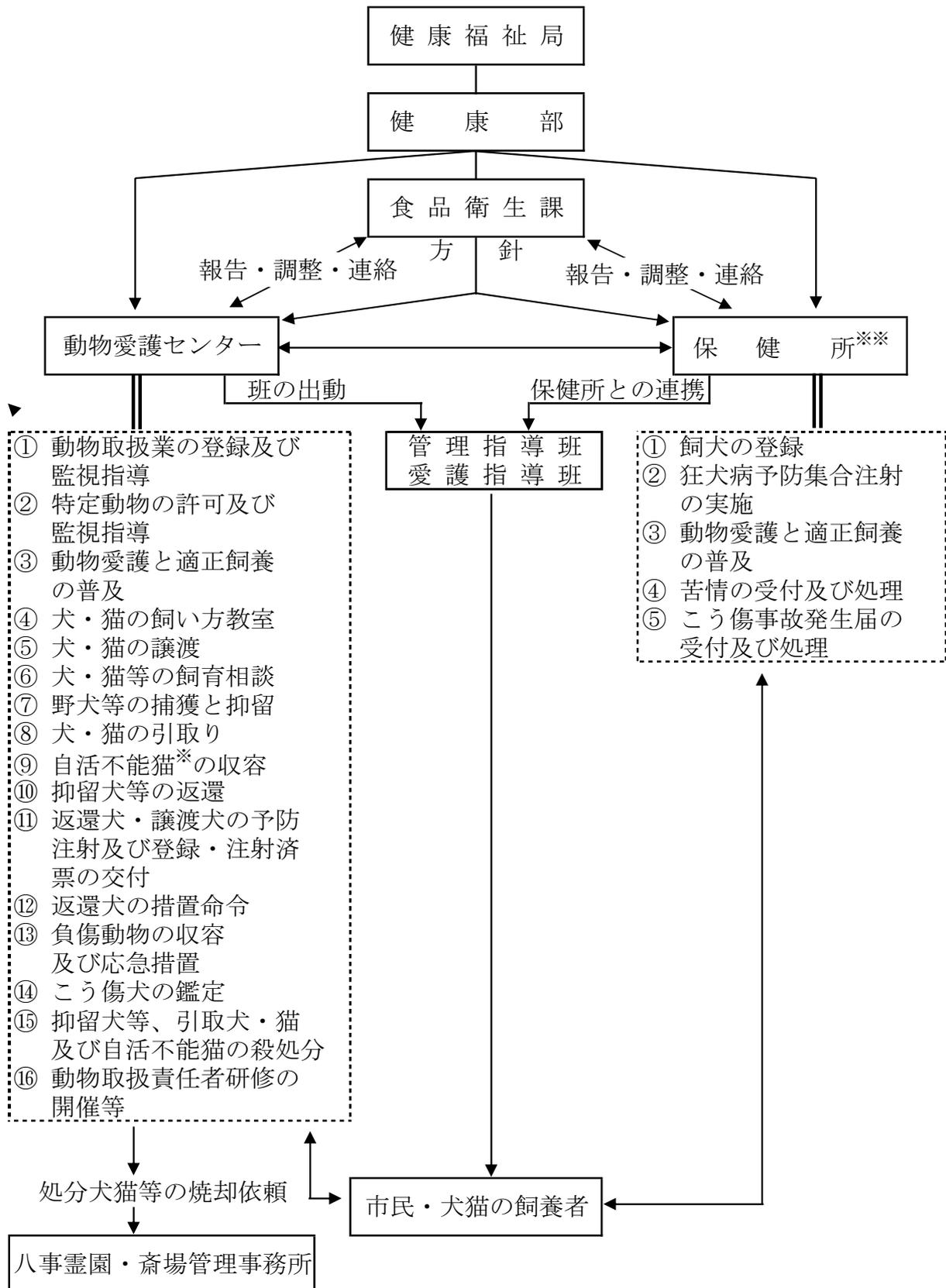
管理棟 1階平面図



管理棟 2階平面図



5 行政組織の系統図



※ 自活不能猫とは、自力では生活できない所有者不明の子猫のことをいう。

※※ 保健所は、平成30年4月1日より保健センターと名称を変更。

Ⅱ 事業の概要

名古屋市動物愛護センター（以下、「センター」という。）は、名称の示すように動物愛護を基本理念として、動物愛護業務を推進しています。飼犬等の管理指導業務もその精神を加味して対策を立てています。

その業務は、所管法令（狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律など）に基づき、要綱・規程に従って事業を実施しています。

当センターでは、犬の捕獲・抑留及び犬猫の引取りや、動物取扱業・特定動物の監視指導を行う管理指導業務と動物の適正飼養と動物愛護の普及・啓発を行う愛護指導業務を行っています。

各々の業務については、毎年事業計画を作成し、実施しています。

1 狂犬病予防業務

狂犬病の発生を予防し、犬による危害迷惑を防止するため、犬の捕獲・抑留等を実施しています。

野犬・放浪犬の捕獲・抑留については、狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施しています。

1 捕獲

保健所の要請等に基づき、管理指導班の出動による野犬や放浪犬の捕獲を行っています。犬の出没状況、緊急性等により、時間外及び土・日・祝日についても出動し、可能な限り迅速に対応しています。

また、通常の方法（カケ・タモ等）で困難な場合は、捕獲箱、捕獲網（キャッチング・ネット）、吹き矢、麻酔銃等を使用して捕獲を行います。

◎平成 29 年度捕獲頭数

(頭)

	開庁時間	時間外	土・日・祝	計
捕獲頭数	129	9	11	149

2 野犬重点地域における巡回調査及び計画捕獲

野犬実態調査により、長期にわたり野犬の生息が確認されている地域を野犬重点地域に指定しています。野犬重点地域においては、保健所と連携し、野犬の生息状況を調査した上で、計画的に捕獲を実施しています。

平成 30 年 3 月 31 日現在の野犬重点地域と、平成 29 年度の巡回調査件数は次のとおりです。

◎野犬重点地域及び巡回調査件数 (件)

区名	地域名	指定日	巡回調査件数
守山区	大字吉根字長廻間 周辺	平成 26 年 7 月 11 日	3

3 こう傷犬の検診

こう傷事故を起こした犬のうち、飼主不明犬と飼主から引取った飼犬について狂犬病の検診を行っています。この検診では、センターの獣医師が 2 週間以上、こう傷犬の臨床症状を観察し、狂犬病か否かを鑑定しています。

平成 29 年度は、捕獲犬 3 頭の鑑定を行い、狂犬病の症候は認められませんでした。

2 犬・猫の引取り、自活不能猫及び負傷動物の収容

犬猫等による危害迷惑防止等を目的とし、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り、自活不能猫（所有者の判明しない猫で、自らの力で生活できない子猫）や負傷動物の収容と、治療等を実施しています。

1 犬・猫の引取り業務

引 取 場 所	引 取 日	引 取 時 間
セ ン タ ー	月～土（祝日を除く）	午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時

◎引取り手数料（1頭につき）

成 犬	成 猫	子 犬	子 猫
2,500 円	2,500 円	500 円	500 円

犬・猫の引取りを求められた場合には、終生飼養するよう説得を行い、飼育継続が困難と認められるものについてのみ、引取りを行うよう努めています。また、引取り時には運転免許証等で本人確認を行っています。

◎平成 29 年度 犬・猫の引取り頭数 (頭)

	犬		猫	
	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
小 計	41	0	49	150
合 計	41		199	

2 自活不能猫の収容業務

自活不能猫の収容を動物愛護の観点から行っています。収容の方法は、拾得者の移送協力が得られる場合には、犬・猫の引取りの受付日時に準じて、センターで引取りを行っています。また、拾得者の移送協力が得られない場合には、管理指導班を出動させ、現地で収容しています。

◎平成 29 年度 自活不能猫の保護収容頭数 (頭)

現地収容頭数	220
センター引取り頭数	600
計	820

3 負傷動物に関する業務

負傷動物（犬・猫・いえうさぎ・鶏・いえばと・あひる）について、現地に管理指導班を出動させ収容しています。センターでは、治療等を行い、飼主への返還、又は新たな飼主への譲渡に努めています。

平成 29 年度の負傷動物の収容と返還・譲渡頭数は次のとおりです。

◎平成 29 年度 負傷動物の収容・返還・譲渡頭数 (頭)

	犬	猫	いえうさぎ	鶏	いえばと	あひる	計
収容	6	150	0	1	0	0	157
返還	5	3	0	0	0	0	8
譲渡	0	23	0	1	0	0	24

4 警察への協力

動物愛護法違反（動物の遺棄等）の疑い事例として、警察が取り扱った犬・猫について、警察からの依頼により、センターで収容しています。

平成 29 年度の収容数等は次のとおりです。

◎平成 29 年度 警察への協力としての収容頭数 (頭)

	成犬	子犬	成猫 (うち負傷)	子猫 (うち負傷)	計
収容	3	0	10 (2)	374 (3)	387
警察へ返却	1	0	0	0	1

3 収容動物の管理及び処分

収容した動物は、可能な限り飼主に返還、又は飼養を希望する者に譲渡することにより生命の救済に努めています。やむを得ず殺処分を行う際には、適正に実施しています。

1 狂犬病予防法に基づく犬の抑留

捕獲した犬は、飼主に返還するために原則 3 日間（捕獲日、土・日・祝日は含まない。）抑留しています。

2 返還

(1) 返還

抑留犬の所有者が返還を申し出たときは、動物愛護管理指導票で犬の逃走の再発防止を指導するとともに、当該犬の狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射の実施を確認し、未実施の場合は、センターで狂犬病予防注射を行い、鑑札や狂犬病予防注射済票を交付しています。平成 24 年度から所有者からの申し出によりマイクロチップを装着しています。

また、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例第 11 条（けい留義務）の違反事実が悪質な場合は、同条例第 12 条による「飼犬の放し飼いを禁ずる」旨の措置命令書を交付しています。平成 29 年度は措置命令書を 9 件交付しました。

平成 29 年度の返還までの飼育日数は次のとおりです。

◎返還までの飼育日数

飼育日数	捕獲日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	9日	11日	12日以上
頭数	35	34	17	8	4	3	3	1	1	1	2

◎返還頭数及び、返還犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付件数、狂犬病予防注射実施件数、マイクロチップ装着件数 (頭)

	返還頭数 (うち市外に返還した頭数)	犬の鑑札 交付数 (うち再交付数)	狂犬病予防 注射済票 交付数 (うち再交付数)	狂犬病 予防注射 実施数	マイクロチ ップ装着数
29 年度	109 (12)	34(9)	41(1)	44	5

◎返還時の手数料等

返還料	飼育管理費 (一日につき)	犬の登録申請 手 数 料	狂犬病予防注射 済票交付手数料	狂犬病予防 注 射 料
3,000 円	400 円	3,000 円	550 円	2,750 円

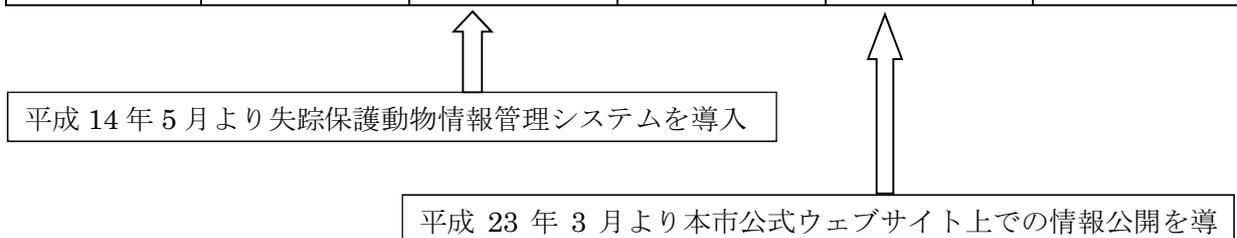
犬の鑑札再交付 手 数 料	狂犬病予防注射 済票再交付手数料	マイクロチップ 装 着 料
1,600 円	340 円	3,400 円

(2) 失踪動物・保護動物の捜索に対する飼主への協力

センターに寄せられる失踪動物及び保護動物に関する問い合わせは、平成 29 年度は 658 件でした。問い合わせを受ける毎に、「失踪保護動物情報管理システム*」により類似動物の照会を行っています。収容した捕獲犬、及び負傷動物の情報は 2 日間公示するとともに、平成 23 年 3 月からは本市公式ウェブサイト上に公開しています。

* 失踪保護動物情報管理システム：平成 14 年 5 月から導入。市民から市内 16 保健所及びセンターに寄せられる失踪又は保護動物の情報をサーバーコンピューターで一括管理。センターが収容した捕獲犬及び負傷動物の画像を各保健所で確認することが可能。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
犬の 捕獲頭数	763 頭	807 頭	339 頭	345 頭	149 頭
犬の 返還頭数	247 頭	326 頭	175 頭	221 頭	109 頭
犬の 返還率(%)	32.3%	40.3%	51.6%	64.1%	73.2%



3 譲渡

生命の救済と地域の模範となる飼主の育成をめざして、広報なごや、本市公式ウェブサイト、保健所及びセンター窓口等で、積極的に飼主を募集する譲渡事業を行っています。単なる動物の斡旋ではないことから、飼主には、次のような要件及び遵守事項を定めています。

飼主の要件

- 市内在住であること。ただし、市内では適切な飼主の応募がなかった動物についてはこの限りではない。
- 成人であること。
- 動物の飼養が可能な住宅に住んでいること。
- 飼主になることについて家族全員の同意を得ていること。
- 万が一、何らかの事情で譲渡動物を飼えなくなったときは、代わりに世話をする人を決めること。
- 子犬の譲渡を希望する場合は、センターで開催する子犬の飼主募集会に参加すること。

飼主の遵守事項

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 繁殖を防止すること。なお、犬及び猫については、避妊又は去勢手術を実施すること。
- 犬については、狂犬病予防法第4条第1項に定める登録をし、狂犬病予防注射を受けさせること。なお、登録及び狂犬病予防注射は、原則としてセンターで実施するものとするが、犬の所在地が市外の場合はこの限りではない。
- 名札及びマイクロチップの装着（※）等、自己の所有であることを明らかにするための措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 子犬の譲渡を受けた飼主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ・散歩では排せつさせず、自宅の一定の場所（トイレ）で排せつさせるしつけをすること。
 - ・センターで開催する犬のしつけ方教室又はパピー教室に参加すること。
- 成犬の譲渡を受けた飼主は、センターで開催する犬のしつけ方教室に参加しなければならない。
- 猫の譲渡を受けた飼主は、室内で飼養しなければならない。

※ マイクロチップの装着

所有明示の推進、及び模範的な飼主育成の観点から、センターで譲渡する動物に対してマイクロチップの装着を行っています。

(1) 犬の譲渡

収容期間の満了した捕獲犬及び引取犬について、性格等の審査や健康診断を行い、家庭動物又は展示動物として、適性があると判断された犬を選別して一定期間飼養し、その飼養期間中に犬の性格やくせ等を把握しています。

譲渡希望者には、自宅・自宅付近の見取り図、飼養場所、家族構成、犬の飼養経験、及び犬を飼う目的等を成犬譲渡申込書に記載してもらい、必要に応じて家庭訪問や面接を行い、飼養環境を調査しています。

一定の飼養期間を経過後、年齢・性格・くせ・大きさ等から考慮して、その犬にあった飼養環境の譲渡希望者に対して、原則、1週間から2週間ほど、飼えるかどうかを試す一時飼養を行い、その結果を受けて譲渡を行っています。譲渡又は一時飼養時には、「犬の飼い方教室」を実施し、犬のくせや飼養上の注意事項を十分説明しています。譲渡時には、登録と狂犬病予防注射を行っています。

平成29年度の「犬の飼い方教室」の実施件数は83件で、137人の参加がありました。また、捕獲犬について、捕獲時に近くに居合わせた方や一時保護した方から譲渡の希望があった場合も、登録と狂犬病予防注射を実施し譲渡しました。

◎平成29年度 犬の譲渡頭数 (頭)

捕獲犬	引取犬	計
41 (うち3頭は捕獲に関わった方に譲渡)	36	77

(2) 猫の譲渡

希望者に、譲渡申込書を記入してもらい、譲渡可能な猫について、申し込み順に譲渡します。譲渡時には、「猫の飼い方教室」を実施し、室内飼養を重点的に指導するとともに、避妊・去勢手術、しつけ、健康管理についても指導します。

平成29年度の猫の飼い方教室の実施件数は317件で、622人の参加がありました。

◎平成29年度 猫の譲渡頭数 (頭)

子猫	成猫	計
853	40	893

(3) ボランティア譲渡

平成 22 年 7 月から、センターが収容している動物のうち、一般家庭への譲渡までに、訓練や治療などのケアが必要な動物や、長期にわたり飼主が見つからない動物等について一時保護し、適切な飼主を探して譲渡する譲渡ボランティア（団体・個人）の募集を開始しました。譲渡ボランティアには登録の基準及び遵守事項を定めました。

平成 29 年度末時点では、47 の団体と 7 名の個人の、合計 54 の譲渡ボランティアの登録を行っています。

◎平成 29 年度 ボランティア譲渡頭数（再掲） (頭)

犬	猫	計
59	633	692

◎譲渡ボランティアの登録の基準

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを非営利活動として行うこと。 (2) 活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。 (3) 譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。
団 体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第 18 条から第 22 条までに規定する事項の窓口となる指定メンバーを定めること。 (2) 代表者、指定メンバー及び一時飼養施設の管理責任者は、成人であること。 (3) 代表者及び指定メンバーは、第 5 条に定める一般譲渡における飼主になるための要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (4) 一時飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (5) 代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (6) 団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (7) 指定メンバーは、センターが実施する講習会を受講していること。
個 人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 成人であること。 (2) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件及び第 6 条に定める飼主の遵守事項を理解していること。 (3) 譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。 (4) 新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。 (5) 氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。 (6) センターが実施する講習会を受講していること。

◎譲渡ボランティアの遵守事項

共通事項	<p>(1) 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、新たな飼主に譲渡するまで責任を持って大切に飼養すること。</p> <p>(2) 多頭飼養等で苦情の原因になる事態を生じさせないこと。</p> <p>(3) 動物の一時飼養に関する近隣住民からの苦情及び新たな飼主への譲渡に関する苦情を受けたときは、センター所長に速やかに連絡すること。</p> <p>(4) センター譲渡事業に誤解を招いたり、支障をきたす行為は行わないこと。</p> <p>(5) 成犬については譲渡を受けてから 30 日以内に、子犬については推定年齢で生後 90 日を経過した日から 30 日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施すること。</p> <p>(6) 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。ただし、センター所長が必要と認める場合についてはこの限りではない。</p> <p>(7) 第 5 条に定める一般譲渡の飼主の要件に適合し、第 6 条に定める飼主の遵守事項を守ることができる新たな飼主に譲渡すること。</p> <p>(8) 新たな飼主に譲渡するときは、動物の譲渡を受ける者に、動物の気質・性質及び飼養期間中の診療履歴を伝えるとともに、日常の飼養健康管理方法及び適正なしつけ方について十分説明すること。また、マイクロチップの所有明示の案内を行うこと。</p> <p>(9) 新たな飼主に譲渡するときは、センターが実施する講習会の受講を案内すること。または、センターの講習会を受講した者が当該講習会と同程度の講習を実施すること。</p> <p>(10) 新たな飼主が譲渡動物を飼育するにあたっての相談に応じること。</p> <p>(11) センターが実施する譲渡ボランティアの実態調査に協力すること。</p>
団 体	代表者は、各一時飼養施設で飼養可能頭数を超えないように管理すること。

(4) 譲渡会

平成 29 年度から、譲渡ボランティアが飼養している犬や猫を、新たな飼主につなげる取り組みとして譲渡会を開催しました。

平成 29 年度の譲渡会の実績は次のとおりです。

◎平成 29 年度 犬の譲渡会

	センターを会場として開催	それ以外の会場で開催
実施回数	3 回	1 回
参加した譲渡ボランティアの数	10	1
来場者数	500 人	200 人

◎平成 29 年度 猫の譲渡会

	センターを会場として開催	それ以外の会場で開催
実施回数	5 回	5 回
参加した譲渡ボランティアの数	27	20
来場者数	680 人	1,486 人

4 殺処分

(1) 殺処分及び焼却

譲渡不可能と判断された犬猫等は殺処分を行い、市立八事霊園斎場管理事務所に焼却を依頼しています。

平成 29 年度の犬猫等の処分頭数は次のとおりです。

◎処分頭数(収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む) (頭)

犬	猫	合計
4 (うち、収容時等死亡 4)	258 (うち、収容時等死亡 182)	262 (うち、収容時等死亡 186)

(2) 処分犬の評価

処分を決定した抑留犬は、狂犬病予防法施行令第 5 条に基づき委嘱、任命した評価人により処分犬の評価を行なっています。

平成 29 年度は、センターの獣医師 11 名を評価人として委嘱、任命しました。

5 愛護館における犬猫の飼養管理

(1) 展示舎（テラス犬舎、猫ルーム）における飼養

市民から持ち込まれた犬猫、または収容期間の満了した捕獲犬の中から家庭動物又は展示動物としての適性がある犬猫を選び、愛護館に搬入しています。

テラス犬舎には、子犬や小型の成犬用として1室に8ケージあり、成犬用として8室あります。猫ルームには、猫飼育用として12ケージあり、それぞれで犬猫の飼養をしています。

(2) 譲渡用犬猫の飼養

譲渡用の犬猫は譲渡されるまで、健康状態・性格・くせ等を観察しながら飼養しています。

(3) 事業用犬猫の飼養

犬については、特に人とふれあうことが好きな、性格の良い成犬を事業犬として飼養し、「ふれあい広場」や「ワンニャンなごやか教室」等のふれあい事業に活用しています。また、一定のしつけを行い、「しつけ教室」のモデル犬や、散歩犬としても活用しています。

猫については、特に性格の良い子猫を成猫まで飼養し、事業猫として、ふれあい事業に活用しています。

(4) 日常の健康管理

獣医師が中心となり、飼養中の犬猫の便の状態、食欲等を毎日きめ細かく観察しています。

また、管理棟からの搬入時や、ふれあい事業や譲渡などに備えるため、汚れの状況を見ながら、処置シャンプー室でシャンプーを行うなど、清潔を保つようにしています。

調子の悪い犬猫については、適宜隔離し適切な治療を施しています。

4 動物愛護と適正飼養の普及啓発・指導

1 愛護館における活動

センターでは、動物愛護と適正飼養の普及を目的に、愛護館の運営・開放を行っています。

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

月曜日休館（ただし、祝日の場合は翌日が休館）

(2) ふれあい広場

犬との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶことができる場所として「犬のふれあい広場」を設けています。ふれあい方についての説明をした後、犬に負担がないよう時間を定め、犬とのふれあいを行います。

(3) 犬ルーム

愛護館内に犬の展示室を 3 室設けており、直接目で見て飼い方を学べる場として、開館時間中は常時、事業犬を展示しています。また、犬のふれあい広場と共に、犬とのふれあいができる場所となっています。

平成 29 年度は、トイレトレーニングや、クレートトレーニングの展示を行いました。

(4) 猫ルーム

猫との正しいふれあい方と命の大切さについて学ぶことができる場所として「猫ルーム」を設けています。午前 10 時 50 分、午後 2 時 30 分からの 30 分間を「猫のふれあい」開催時間とし、猫のふれあい方についての説明をした後、猫とのふれあいを行っています。

また、猫ルームは、猫の完全室内飼育のモデルルームとしての展示も行っており、「猫のふれあい」開催時間外も事業猫を展示し、猫の完全室内飼育について学ぶことができる場所としています。

(5) ワンワン教室

愛護館の 2 階がワンワン教室です。120 インチビデオスクリーン、ビデオプロジェクター等の視聴覚装置を完備しており、なかよしワンワン教室、動物愛護教室、犬のしつけ方教室、パピー教室などの様々な事業を実施しています。

2 動物愛護を啓発する各種教室等の開催

(1) 動物愛護教室

小中学校等からの依頼を受けて、子どもたちに、動物愛護と適正飼養の啓発及び動物とのふれあいを通じて「いのちの大切さ」を伝える動物愛護教室を実施しています。専門学校生や社会人に対しても、名古屋市の現状や動物との共生についての教室を実施しています。

ア いのちの教室

所外で、いのちの大切さに重点を置いて伝えることを目的とした教室です。犬や猫の習性をスライドでわかりやすく説明しています。小中学校では、実際に犬や猫とのふれあいや、心臓の音を聴く体験を通じて「いのちの大切さ」を伝えています。

特に、小学校高学年以上を対象とする場合には、殺処分されている犬や猫の現状を伝えて、より深く動物との共生を考えてもらいます。

平成 29 年度は、以下のとおり開催しました。



◎開催回数と参加人数

小学校		トワイライトスクール		その他		合 計	
回 数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数	回 数	参加人数
7回	525人	16回	501人	2回	46人	25回	1,072人

イ 職場見学

小中学校や高等学校等が、授業の一環として行う校外学習などを受け入れ、施設見学と共に、動物愛護と適正飼養を啓発し、「いのちの大切さ」を伝えています。また、対象が中学生以上の場合には、参加者の希望に応じて、管理棟の拘留施設などの見学を実施しています。



◎開催回数と参加人数

小学生		中学生		高校生		大学生	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
4回	46人	28回	253人	8回	49人	2回	4人

専門学校生		その他		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
11回	159人	3回	50人	56回	561人

ウ 職場体験

犬や猫の飼養管理を体験する教室です。主に中学生による職場体験や、専門学校生の実習として受け入れを行っています。

犬や猫とのふれあい、給餌、飼養施設の清掃、ブラッシング・シャンプー・爪切りなどの手入れ、犬の散歩等の実習と、犬や猫の生理や生態、動物の愛護と適正飼養に関する講義等を実施しています。

◎開催回数と参加人数

中学校		その他		合計	
回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
4回	27人	9回	74人	13回	101人

(2) なかよしワンワン教室

幼稚園、保育園、子供会等の依頼を受けて、動物とのふれあいという貴重な体験から、動物を慈しみ、相手を思いやるやさしい心を育むことを目的とした教室です。犬や猫との正しい接し方を説明し、ふれあい広場等でふれあい体験を行っています。

平成29年度は、幼稚園・保育園児を対象に3回開催し、61人が参加しました。

(3) 移動ふれあい教室

犬や猫を同伴してふれあいを行う教室です。

平成29年度は2回開催し、283人が参加しました。

(4) その他の動物愛護を啓発する教室

愛護館、保健所窓口、ホームページ等で参加者を募集し、次のような動物愛護を啓発する教室を実施しています。

ア ワンニャンスクール

小学生が、犬や猫の生理・生態・習性等を学習するとともに、世話や健康管理等を体験することにより、正しい飼い方や接し方を学ぶ教室です。

平成 29 年度は、夏休みに 2 回「一日コース（対象学年 3～6 年生）・半日コース（対象学年 1～3 年生）」と、春休みに 1 回「一日コース（対象学年 1～6 年生）」を開催し、93 人が参加しました。



イ 夏休み愛護館ガイドツアー

センターの仕事の内容や、犬や猫が多数殺処分されている現状を、スライドを使ってわかりやすく説明することで、動物の愛護及び終生飼養等を啓発する教室です。併せて、命の尊さを伝えるために、犬や猫のふれあいを行っています。犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアの協力を得て実施しています。

平成 29 年度は、小中学生を対象に夏休み期間中に 2 回開催し、69 人が参加しました。



ウ もっと知って楽しく遊ぼう！－犬猫のひみつ－

夏休みに、小学生を対象に開催します。犬や猫の生理や生態、習性等についてスライドによる説明の後、観察やふれあうことで、犬や猫に対する正しい理解を深めます。犬のふれあいについては、動物愛護推進員を中心としたボランティアの協力を得て実施しています。

平成 29 年度は、1 回開催し、30 人が参加しました。

エ 夏休み動物の飼い方教室

動物を飼う前に考えなければならないことを、実際に犬・猫・ウサギ・ハムスター・小鳥等を展示しながら説明し、併せてそれぞれの飼い方やふれあい方を解説する教室です。

平成 29 年度は、夏休みに公益社団法人日本愛玩動物協会と愛知ペット事業組合の協力を得て開催し、44 人が参加しました。



オ 施設見学会

市民を対象に、動物愛護や適正飼養に関心を持ち、動物愛護について考えてもらう機会として、また、改修工事の結果、新しくなった施設を広く知ってもらうため、管理棟と愛護館の見学会を実施しています。見学に併せて、講義形式で犬や猫の飼養状況を説明するとともに、センターに収容される犬や猫の様子を映像でみてもらい、処分状況等を伝えます。

平成 29 年度は、4 回開催し、施設見学会に 115 人が参加しました。

3 犬猫等の適正飼養を普及啓発するための教室・事業等の開催

(1) 所内開催

ア 犬のしつけ方教室

人に対する危害・迷惑の防止のため、また、犬との生活をより楽しいものとするために、飼主に犬の適正なしつけ方を指導する教室で、毎月 1 回、定期的で開催します。「しつけ方の基本」と「散歩中に排せつさせないしつけ」に関する講義、事業犬を使った犬とのふれあい方やアイコンタクト、スワレ、フセ、マテ、コイ等の基本的な服従訓練のデモンストレーション等を行いました。



平成 29 年度は、犬のしつけ方教室を 12 回開催し、64 家族 118 人が参加しました。

イ パピー（子犬）教室

生後3ヶ月から6ヶ月の子犬を同伴して参加する教室で、毎月1回定期的に開催しています。子犬の時期には、飼犬の性格を理解して飼犬に合ったしつけをすること、子犬の時期にいろいろな経験をさせて、犬に社会性を身に付けさせること等を伝えています。また、子犬同士を遊ばせたり、参加者が子犬をさわったり、子犬交流会の子犬の様子を観察して行う性格判断や、基本的な犬とのふれあい方指導等を行っています。特に子犬の時期に啓発すると効果的な「トイレのしつけ」や「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及する絶好の機会となっています。最初の受講から1か月後に、フォローアップのための教室も行っています。



平成29年度は、26回開催し、100家族252人の方が参加しました。

ウ 問題犬のためのしつけ方教室

動物愛護推進員のドッグトレーナーを講師として、引っ張りや飛びつき、かみ癖、鳴き癖等の飼犬の問題行動で困っている飼主を対象に開催しています。

平成29年度は、3回開催し、32家族57人が参加しました。犬同伴で参加した飼主もいました。また、教室終了後には、希望者に対して犬を同伴した個別のしつけ方相談も行いました。

エ 犬猫を飼う前教室

終生飼育の啓発を目的として、動物を飼う前の心構え、ライフスタイルにあった動物を選ぶこと等を焦点とした、飼う前に考えていただくことを伝える教室です。

平成29年度は、2回開催し、46人が参加しました。



オ 今から考えよう！高齢犬猫のケア

近年、殺処分される高齢の犬猫の割合が増加しています。高齢で、不意に介護が必要になり、飼育の継続が困難となることが原因です。このようなケースを予防するために、犬や猫の飼主及びこれから飼うことを検討している方を対象に、高齢の

犬猫のケアを考える教室を開催しています。

この教室では、飼育している犬や猫の老後にどう取り組むか、そのために事前に準備しておくことや、高齢の犬や猫がかかりやすい病気のことについて講義し、健康チェックやペットが寝たきりになった時の介護方法などについて実習を行いました。

平成 29 年度は、2 回開催し、44 人が参加しました。

カ 犬のしつけ方相談

よく鳴く、かみつく等の飼犬の問題行動に悩む飼主を対象として、センターに飼犬を同伴して、マンツーマンでしつけ方について、アドバイスを行っています。

平成 29 年度は、16 回開催し、48 人が参加しました。

キ 犬の散歩指導

適正な散歩の方法を啓発する目的で、事業犬を使った犬の散歩指導を行っています。散歩方法を説明した後、参加者 1 組に対し、事業犬 1 頭を貸し出し、職員 1 名が補助に付いて、センター敷地内に設けたコースに従って、散歩体験を行い、修了者には、「お散歩カード」を交付します。

平成 29 年度は、66 件で、180 人に適正な散歩方法を指導しました。

ク 犬猫等の飼育相談

犬や猫などの飼い方や、しつけ方、健康管理、苦情、その他について、電話又は来訪により相談を受け付け、アドバイスを行っています。

◎平成 29 年度 相談件数 (件)

犬	猫	その他	計
3,315	2,853	125	6,293

(2) 所外開催

ア 犬のしつけ方相談

各区の狂犬病予防集合注射会場に出向き、しつけ方相談を行うとともに「散歩中に排せつさせないしつけ」を普及しています。

平成 29 年度は、16 区 16 会場に出向き、97 件の相談を受けました。

イ 犬の移動しつけ方教室

保健所の依頼により、モデル犬を同伴し、地域に出向いて「犬のしつけ方教室」を開催しています。この教室は、「散歩中に排せつさせないしつけ」を重点的に啓発しています。

平成 29 年度は、6 会場で開催し、88 人が参加しました。



ウ 区民祭等でのしつけ相談

保健所等の依頼により、区民祭などの地域の催しや、啓発キャンペーンに出向き、適正飼養の啓発及び犬の飼い方、しつけ方相談を実施しています。

平成 29 年度は、2 会場に出向き、160 人に啓発等を行いました。

エ しつけ・飼い方個別訪問指導

犬や猫のしつけや飼い方に悩む飼主の相談に応じ、飼主宅に訪問して指導を行っています。

平成 29 年度は、9 件の飼主宅に訪問し、14 人に行いました。

4 動物介在活動（高齢者等を対象としてやすらぎやコミュニケーションの活発化等を期待して行う動物とのふれあい活動）

(1) ワンちゃんなごやか教室

センターにおいて、高齢者福祉施設である各種老人ホーム、デイサービス施設等や、児童福祉施設の利用者を対象に、犬や猫とのふれあいや、しぐさの観察等により、やすらぎや癒しを体感してもらい、日々におけるストレスの軽減、コミュニケーションの活発化及び社会性の改善等を期待して行う、ワンちゃんなごやか教室を行っています。

また、各種高齢者福祉施設等に犬や猫を伴って訪問し、動物介在活動を行う、移動ワンちゃんなごやか教室を行っています。

◎開催回数と参加人数

	高齢者福祉施設		福祉施設(その他)		合計	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
所内開催	9	87	1	20	10	107
所外開催	4	139	1	27	5	165

(2) 高齢者とワンニャンふれあい広場

10月を「高齢者とワンニャンふれあい月間」として、動物愛護推進員や、動物ふれあい事業協力ボランティア(Wag more 及び Swing tail)の協働により、近隣の高齢者福祉施設等に入所する高齢者を招き、犬とのふれあいやドッグダンスの披露など、楽しいひと時を過ごしていただきます。

平成29年度は、延べ24施設を招いて5回行い、255人が参加しました。



5 動物愛護週間行事

(1) WanニャンふれあいDay

平成29年9月18日(祝)に、センターで次のような事業を実施し、約2,000人の参加がありました。

- ・名古屋市立工芸高校デザイン科動物愛護ポスター展
- ・うちの子自慢写真展「もらわれた犬猫の新しい暮らし」
- ・動物ふれあいコーナー

ワンちゃんたちとのふれあい方を学ぼう

猫の食事見学会

- ・愛犬の簡単お手入れ“Wan”ポイントアドバイス
- ・ワンニャンお絵かきコーナー
- ・スタンプ&クイズラリー
- ・名古屋市農業センターdela ふぁーむ&アイス販売
- ・福祉のお店 愛知県セルプセンター
- ・展示 データでわかる!愛護センターのいま
- ・めざせ!マナーの達人 動物適正飼育クイズ
- ・動物愛護推進員活動紹介コーナー

(2) 動物フェスティバル2017 なごや

平成29年10月8日(日)に、中区久屋大通公園で開催された動物フェスティバルに「動物愛護センターコーナー」を設け、動物愛護センターの事業紹介、犬のしつけ方相談、動物愛護クイズ&スタンプラリー、譲渡犬猫写真展等を行いました。

また、動物愛護推進員はその活動を周知することを目的に、「動物愛護推進員活動紹介ブース」を設けて参加し、長寿犬猫への表彰、オリジナルのマスクケース作りを通じた動物愛護啓発活動や、ペットのなんでも相談会を行いました。動物愛護センターコーナー及び、動物愛護推進員活動紹介ブースへの参加者は1,000人でした。

(3) 犬猫里帰り会 2017 ～愛犬・愛猫との絆を深めよう～

平成 29 年 11 月 19 日（日）に、前年度にセンターから犬や猫の譲渡を受けた飼主を対象に、犬猫里帰り会として次のような事業を実施しました。当日は 450 人が参加しました。

- ・譲渡ボランティアによる犬の譲渡会
- ・猫の飼主さんのための防災コーナー
- ・愛犬の健康チェック&しつけ相談&お手入れコーナー
- ・愛犬の〇〇当てゲーム&飼育相談コーナー
- ・わんわんプチアジリティコーナー
- ・くんくん！においあてゲーム
- ・うちの子自慢写真展
- ・わんわん集合写真撮影会
- ・展示～愛護センターで飼主募集している犬たち～

6 猫問題への対応

特定の飼主のいない猫に対する避妊去勢を目的に、猫の保護を希望する市民に対して、保護器の貸し出しを行っています。

平成 29 年度は、24 件の保護器の貸し出しを行いました。

7 所有明示の推進

マイクロチップによる所有明示の普及を目的として、譲渡動物に対してマイクロチップの装着を行っています。また、収容される動物について、マイクロチップの読み取りを実施しています。

(1) 譲渡動物・返還動物へのマイクロチップの装着

平成 21 年度から、センターではマイクロチップを装着したうえで、動物を譲渡しています。また、収容された犬や猫の返還時に、飼主から希望によりマイクロチップの装着を行っています。

◎平成 29 年度マイクロチップ装着数 (匹)

	譲渡	返還	計
犬	32	5	37
猫	242	0	242
計	274	5	279

(2) マイクロチップの読み取り

マイクロチップリーダー（ハンディ型、スティック型、据え置き型）を活用し、センターに收容される動物（自活不能猫を除く）について、マイクロチップの読み取りを行っています。

8 避妊去勢手術の推進

猫の望まれない繁殖防止を目的に、猫の飼主に対して避妊去勢手術補助券の交付を、センター窓口で行っています。

◎平成 29 年度猫の避妊去勢手術補助券交付件数 (件)

避妊手術	去勢手術
73	39

9 災害時におけるペット対策

(1) 被災動物救護物資の備蓄

災害発生時に被災動物を收容できるよう、常時、犬 100 頭、猫 50 匹に対して 10 日分のドッグフード、キャットフード及び医薬品等の備蓄を行っています。

(2) 飼主への啓発

愛護館の展示物・掲示物や各種教室等において、災害への備えについて飼主への啓発を行っています。

5 動物愛護推進員の活動の推進

1 動物愛護推進員関連事業

(1) 動物愛護推進員交流会の開催

ー動物愛護推進員ミーティング 2017ー

平成 29 年 4 月 23 日（日）、動物愛護推進員同士の連携づくり及びセンターの実情や仕事を詳細に知って啓発事業に役立てるため、動物愛護推進員ミーティング 2017 を開催し、31 名の動物愛護推進員が参加しました。

(2) 動物愛護推進員研修の開催

平成 30 年 2 月 8 日（木）、愛護館 2 階ワンワン教室にて、動物愛護推進員を対象に、東京都の動物愛護推進員である羽金道代先生を講師として「東京都の推進員活動～他都市の事例も交えて～」と題した研修を開催し、動物愛護推進員 23 名が参加しました。

また、平成 30 年 2 月 27 日（火）に「東山動物園」の見学会を開催し、28 名が参加しました。



(3) 動物愛護推進員活動報告会の開催

平成 30 年 3 月 20 日（火）、動物愛護推進員がそれぞれの一年間の活動内容を報告する活動報告会を実施しました。61 名の動物愛護推進員から活動報告書が提出され、19 名の動物愛護推進員が参加しました。



(4) 動物愛護推進員定期集会及びイベント部会の開催

定期集会は 8 回開催して 117 名、イベント部会は 6 回開催して 71 名の動物愛護推進員が参加しました。

(5) 動物愛護推進員活動の調整

ア 保健所と動物愛護推進員との連絡調整

保健所のまちづくり推進活動や、動物愛護及び適正飼養普及啓発活動に対し、動物愛護推進員の紹介や、活動への協力依頼等を行いました。

イ NDAS ニュースの発行

センターから動物愛護推進員への情報伝達及び動物愛護推進員同士の情報共有を目的に、ニュース形式で文書を送付する「NDAS ニュース」を発行しました。

平成 29 年度は Vol.61～Vol.72 まで、計 12 回発行しました。

2 動物愛護推進員との協働事業

次の事業について、動物愛護推進員との協働により実施しました。

(1) 動物愛護週間行事

ア Wan ニャンふれあい Day

(ア) 平成 29 年 9 月 18 日 (祝) 子供向け動物愛護啓発 24 名参加

(イ) 平成 29 年 9 月 22 日 (金) 慰霊祭 15 名参加

イ 動物フェスティバル 2017 なごや

平成 28 年 10 月 8 日(日) 動物愛護推進員ブース 13 名参加

(2) センター開催事業

センターが行う、各種教室、譲渡会等の事業、計 42 回に、延べ 144 人の動物愛護推進員が参加しました。

(3) 保健所開催事業

保健所が行う、しつけ方教室、防災訓練等の事業、計 17 回に、27 人の動物愛護推進員が参加しました。

(4) 狂犬病予防集合注射会場での協力

32 会場で、37 人の動物愛護推進員が会場整理及び適正飼養、動物愛護の普及・啓発に協力しました。

(5) 乳飲み猫育成

動物愛護推進員に対し、乳飲み猫ボランティアとして、センターに収容された離乳前の子猫を一時的に預かってもらい、譲渡可能な月齢まで飼育する育成協力事業を実施しました。乳飲み猫ボランティアとして、10 名の動物愛護推進員が登録し、一時預り頭数は 37 頭でした。

3 動物愛護推進員の自主的な活動の支援

動物愛護推進員の自主的な活動についての相談に応じ、活動支援を行いました。平成 29 年度の自主的な活動は以下のとおりです。

◎動物愛護推進員の自主的な活動

	回数等	事 項	実施者
1	2	庄内緑地公園マナーアップ運動	3
2	13	ボランティアトリミング	5
3	12	荒子川小学校トワイライトスクール Animal Assisted Education	5
4	3	高齢者施設・障害者施設などの 犬ふれあい活動	4
5	毎月 1 回	動物病院でのしつけ方教室	1
8	通年	譲渡のあっせん	12
9	通年	インターネット上の里親さがし・しつけ教 室掲示板の運営	1
10	通年	飼主のマナー啓発活動	8
11	通年	TNR 活動	6
12	通年	庄内緑地公園ドッグラン運営	1
13	通年	高齢者の動物飼育に係る相談受付	3

6 特定動物飼養者への指導

許可及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める特定動物の飼養・保管の許可に関する手続き及び飼養施設の監視指導を行っています。

平成 29 年度の許可及び監視件数は、以下のとおりです。

◎特定動物の許可件数、及び監視件数

(件)

飼養・保管許可申請件数 (変更許可を含む)	63
許可件数 (平成 30 年 3 月末現在)	104
立入調査件数	127

◎特定動物一覧

(件)

綱	目	科	属	種名	許可 件数
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	クモザル属	ジェフロイクモザル	1
		おながざる科	マカク属	シシオザル	1
				ニホンザル	1
				クロザル	2
				リーフモンキー属	シルバールトン
			マンドリル属	マンドリル	1
			オナガザル属	サバンナモンキー	2
				ブラッサグエノン	3
			コロブス属	アビシニアコロブス	2
		てながざる科	テナガザル属	ボルネオテナガザル	1
				フクロテナガザル	1
		ひと科	オランウータン属	オランウータン	1
			チンパンジー属	チンパンジー	1
			ゴリラ属	ニシローランドゴリラ	1
		食肉目	いぬ科	イヌ属	オオカミ
	セグロジャッカル				1
	くま科		ツキノワグマ属	ニッポンツキノワグマ	1
			メガネグマ属	メガネグマ	1
			クマ属	ヒグマ	2
			ホッキョクグマ属	ホッキョクグマ	1
			マレーグマ属	マレーグマ	1
	ねこ科		ネコ属	カラカル	2
				サーバル	5
				スナドリネコ	2
				ジャングルキャット	1
			オオヤマネコ属	カナダオオヤマネコ	1
		ヒョウ属	ユキヒョウ	1	

				トラ	1
				ジャガー	1
				ライオン	1
	長鼻目	ぞう科	アジアゾウ属	アジアゾウ	1
			アフリカゾウ属	アフリカゾウ	1
	奇蹄目	さい科	インドサイ属	インドサイ	1
			クロサイ属	クロサイ	1
	偶蹄目	かば科	カバ属	カバ	1
			コビトカバ属	コビトカバ	1
		きりん科	キリン属	アミメキリン	1
		うし科	バイソン属	アメリカバイソン	1
鳥綱	たか目	コンドル科		トキイロコンドル	1
				コンドル	1
		たか科		ハクトウワシ	2
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科		ワニガメ	11
	とかげ目	どくとかげ科		アメリカドクトカゲ	4
				インドニシキヘビ	7
		にしきへび科		アミメニシキヘビ	4
				アフリカニシキヘビ	1
		ボア科		ボアコンストリクター	8
				オオアナコンダ	2
	わに目	アリゲーター科		ミシシッピーワニ	1
				ヨウスコウワニ	2
				メガネカイマン	1
				コビトカイマン	2
				ブラジルカイマン	4
		クロコダイル科		ナイルワニ	1
			ニシアフリカコガタワニ	1	
ガビアル科			インドガビアル	1	

7 動物取扱業者への指導

1 登録等及び監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に定める第一種及び第二種動物取扱業に関する手続き及び事業所の監視指導を行っています。

ア 第一種動物取扱業 (件)

登録申請件数 (登録更新申請を含む)	313
諸届出件数	630
登録数 (種別ごと) (平成 30 年 3 月末時点)	988 販売 330 保管 483 貸出 25 訓練 75 展示 71 譲受飼養 4
事業所数	726
立入り監視件数	487

イ 第二種動物取扱業 (件)

届出件数	5
諸届出件数	2
届出施設数 (種別ごと) (平成 29 年 3 月末時点)	23
飼養施設数	16
立入り監視件数	15

2 動物取扱責任者研修

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物取扱責任者になろうとする者等に対し、動物取扱責任者認定研修(認定研修)を実施しています。

平成 29 年度は認定研修を 2 回実施し、また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修(継続研修)を 3 回実施しました。

(人)

区別	開催日	受講者数
認定研修	10月27日	35
	2月27日	24
継続研修	12月5日	229
	1月11日	261
	1月31日	171

8 人獣共通感染症対策

1 啓発・指導

ふれあい広場、各種動物愛護・適正飼養教室において、「動物をさわった後は手を洗いましょう」を中心に人獣共通感染症の感染予防について啓発しました。動物取扱業者に対しては、動物取扱責任者研修において人獣共通感染症に関する講習を実施しました。動物とのふれあいを行う事業者に対しては、利用者が手洗い等を適正に行えるよう、施設立入時に指導を行いました。

2 事業犬及び事業猫の糞便検査

ふれあい等に供する事業犬・事業猫の糞便について、サルモネラ、O157、カンピロバクター等の検査を実施しました。

平成 29 年度は 18 検体について検査を実施しました。

9 関係機関一覧

関係機関名	所在地	電話	FAX
健康福祉局 健康部食品衛生課	〒460-8508 中区三の丸三丁目1-1	972-2649	955-6225
八事霊園・ 斎場管理事務所	〒468-0071 天白区天白町大字八事字裏山69	832-1750	832-7759
千種保健センター	〒464-0841 千種区覚王山通8-37	753-1971	751-3545
東保健センター	〒461-0003 東区筒井一丁目7-74	934-1212	937-5145
北保健センター	〒462-0844 北区清水四丁目17-1	917-6547	911-2343
西保健センター	〒451-8508 西区花の木二丁目18-1	523-4612	531-2000
中村保健センター	〒453-0024 中村区名楽町4-7-18	481-2278	481-2210
中保健センター	〒460-8447 中区栄四丁目1-8	265-2257	265-2259
昭和保健センター	〒466-0027 昭和区阿由知通3-19	735-3959	731-0957
瑞穂保健センター	〒467-0027 瑞穂区田辺通3-45-2	837-3253	837-3291
熱田保健センター	〒456-0031 熱田区神宮三丁目1-15	683-9678	681-5169
中川保健センター	〒454-0911 中川区高畑一丁目223	363-4457	361-2175
港保健センター	〒455-0015 港区港栄二丁目2-1	651-6486	651-5144
南保健センター	〒457-0833 南区東又兵衛町五丁目1-1	614-2865	614-2818
守山保健センター	〒463-0011 守山区小幡一丁目3-1	796-4617	796-0040
緑保健センター	〒458-0033 緑区相原郷一丁目715	891-3632	891-5110
名東保健センター	〒465-0025 名東区上社二丁目50	778-3107	773-6212
天白保健センター	〒468-0056 天白区島田二丁目201	807-3907	803-1251

Ⅲ 統 計

1 狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業

(1) 区別

	捕獲犬(頭)				引取犬(頭)				返還犬(頭) *1	譲渡犬(頭)			鑑札交付(件)			予防注射(件)			注射済票交付(件)			マイクロチップ装着(件)			措置命令(件) *2	命令違反(件) *2	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)			
	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計		成犬	子犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2	返還犬	譲渡犬	計*2			返還犬	譲渡犬	計*2		成猫	子猫	計	犬(再掲)
千種	11	-	(-)	11	1	-	(-)	1	9	6	-	6	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	5	24	29	47	(1)	10	-	11
東	1	-	(-)	1	1	-	(-)	1	-	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	12	(-)	2	-	2	
北	8	-	(-)	8	6	-	(-)	6	5	2	-	2	3	-	3	3	-	3	3	-	3	-	2	2	1	-	5	2	7	42	(-)	10	1	11
西	11	-	(1)	11	-	-	(-)	-	6	1	-	1	1	-	1	2	-	2	2	-	2	-	1	1	1	-	3	14	17	83	(1)	8	-	9
中村	6	-	(-)	6	2	-	(-)	2	4	1	-	1	3	-	3	3	-	3	3	-	3	1	1	2	-	3	15	18	116	(-)	18	-	18	
中	1	-	(-)	1	-	-	(-)	-	1	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	6	44	(-)	11	-	11	
昭和	1	-	(-)	1	-	-	(-)	-	1	3	-	3	-	-	-	1	-	1	1	-	1	-	3	3	1	-	2	5	7	32	(-)	7	-	7
瑞穂	7	-	(-)	7	1	-	(-)	1	5	1	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1	26	(-)	5	-	5	
熱田	2	-	(-)	2	-	-	(-)	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	17	8	(-)	1	-	1	
中川	13	-	(-)	13	6	-	(-)	6	11	-	-	-	4	-	4	5	-	5	5	-	5	1	-	1	1	-	9	19	28	124	(-)	21	-	21
港	18	-	(1)	18	11	-	(-)	11	9	3	-	3	2	-	2	2	-	2	2	-	2	-	2	2	-	-	-	-	75	(-)	15	-	15	
南	9	-	(-)	9	1	-	(-)	1	7	-	-	-	2	-	2	5	-	5	5	-	5	-	-	-	-	1	5	6	72	(-)	9	-	9	
守山	14	-	(-)	14	4	-	(-)	4	14	5	-	5	3	-	3	6	-	6	6	-	6	1	4	5	-	2	10	12	35	(2)	10	-	12	
緑	15	-	(-)	15	4	-	(-)	4	9	3	-	3	1	-	1	2	-	2	3	-	3	-	2	2	1	-	5	21	26	59	(-)	8	-	8
名東	16	-	(1)	16	2	-	(-)	2	15	4	-	4	3	1	4	5	1	6	5	1	6	1	4	5	2	1	3	4	7	23	(1)	9	-	10
天白	16	-	(-)	16	2	-	(-)	2	13	1	-	1	1	-	1	2	-	2	3	-	3	1	1	2	2	1	-	2	2	22	(1)	6	-	7
市外	-	-	(-)	-	-	-	(-)	-	-	37	-	37	-	-	-	6	2	8	-	-	-	-	12	12	-	-	8	-	8	-	(-)	-	-	-
合計	149	-	(3)	149	41	-	(-)	41	109	77	-	77	25	1	26	44	3	47	40	1	41	5	32	37	9	2	49	150	199	820	(6)	150	1	157

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

市外からの引取りは他自治体または警察からの譲受け

*1捕獲した区で計上

*2当該犬の所在地の区で計上

(2) 月別

	捕獲犬(頭)				引取犬(頭)				返還犬(頭)	譲渡犬(頭)			鑑札交付(件)			予防注射(件)			注射済票交付(件)			マイクロチップ装着(件)			措置命令(件)	命令違反(件)	引取猫(頭)			自活不能猫(頭)	負傷動物(頭)			
	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計	成犬	子犬	観察犬(再掲)	計		成犬	子犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計	返還犬	譲渡犬	計			成猫*	子猫	計		犬(再掲)	猫	その他	計
4月	8	-	(1)	8	4	-	(-)	4	4	12	-	12	-	-	-	2	-	2	2	-	2	-	2	2	1	-	3	10	13	180	(-)	6	-	6
5月	16	-	(-)	16	2	-	(-)	2	10	6	-	6	2	1	3	7	2	9	6	1	7	-	3	3	1	-	-	27	27	187	(1)	17	-	18
6月	22	-	(-)	22	2	-	(-)	2	14	6	-	6	2	-	2	5	-	5	4	-	4	-	2	2	1	-	8	49	57	108	(1)	25	-	26
7月	14	-	(-)	14	3	-	(-)	3	12	9	-	9	4	-	4	7	1	8	6	-	6	-	7	7	-	-	4	9	13	103	(1)	19	-	20
8月	15	-	(-)	15	4	-	(-)	4	11	7	-	7	4	-	4	4	-	4	4	-	4	1	-	1	-	-	5	24	29	66	(-)	22	-	22
9月	11	-	(-)	11	5	-	(-)	5	11	9	-	9	2	-	2	3	-	3	2	-	2	1	4	5	3	-	15	5	20	73	(-)	21	-	21
10月	15	-	(-)	15	2	-	(-)	2	11	5	2	7	1	-	1	2	-	2	2	-	2	1	1	2	-	-	1	22	23	65	(1)	11	-	12
11月	16	-	(1)	16	10	-	(-)	10	15	3	-	3	4	-	4	5	-	5	6	-	6	-	2	2	2	-	1	4	5	8	(1)	13	-	14
12月	8	-	(-)	8	2	-	(-)	2	3	16	-	16	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	7	7	-	1	1	-	1	-	(-)	2	-	2
1月	9	-	(-)	9	-	-	(-)	-	7	4	-	4	3	-	3	6	-	6	4	-	4	-	2	2	-	-	4	-	4	4	(-)	4	-	4
2月	2	-	(1)	2	4	-	(-)	4	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	5	-	5	2	(1)	3	-	4
3月	13	-	(-)	13	3	-	(-)	3	9	12	-	12	2	-	2	3	-	3	3	-	3	2	-	2	1	1	2	-	2	24	(-)	7	1	8
合計	149	-	(3)	149	41	-	(-)	41	109	91	2	93	25	1	26	44	3	47	40	1	41	5	32	37	9	2	49	150	199	820	(6)	150	1	157

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

*警察から譲受けた成猫を含む

2 捕獲及び返還状況

(1) 区別

単位：頭

	捕 獲 方 法						返還犬の飼育日数									
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計	0 日 (抑 留 日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以 上	計
千種	11	-	-	-	-	11	5	2	1	-	-	-	-	-	1	9
東	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北	8	-	-	-	-	8	1	2	-	-	-	-	1	1	-	5
西	11	-	-	-	-	11	2	1	3	-	-	-	-	-	-	6
中村	6	-	-	-	-	6	-	2	1	-	-	-	-	-	1	4
中	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
昭和	1	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
瑞穂	7	-	-	-	-	7	1	1	1	1	-	-	1	-	-	5
熱田	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中川	13	-	-	-	-	13	4	4	-	1	1	1	-	-	-	11
港	18	-	-	-	-	18	3	4	-	-	1	1	-	-	-	9
南	9	-	-	-	-	9	4	1	1	1	-	-	-	-	-	7
守山	14	-	-	-	-	14	4	3	2	4	-	-	-	-	1	14
緑	15	-	-	-	-	15	2	2	4	-	1	-	-	-	-	9
名東	16	-	-	-	-	16	6	4	2	1	1	1	-	-	-	15
天白	16	-	-	-	-	16	3	7	2	-	-	-	1	-	-	13
合計	149	-	-	-	-	149	35	34	17	8	4	3	3	1	4	109

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：頭

	捕 獲 方 法						返還犬の飼育日数									
	通 常 捕 獲	捕 獲 箱	薬 物 掃 討	麻 酔 銃	吹 き 矢	計	0 日 (抑 留 日)	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日 以 上	計
4月	8	-	-	-	-	8	1	-	1	2	-	-	-	-	-	4
5月	16	-	-	-	-	16	4	2	2	1	-	-	-	1	-	10
6月	22	-	-	-	-	22	6	5	-	-	1	-	1	-	1	14
7月	14	-	-	-	-	14	7	-	2	1	1	-	-	-	1	12
8月	15	-	-	-	-	15	7	1	1	1	-	1	-	-	-	11
9月	11	-	-	-	-	11	4	2	2	-	1	-	1	-	1	11
10月	15	-	-	-	-	15	2	5	3	-	-	1	-	-	-	11
11月	16	-	-	-	-	16	1	6	4	-	1	1	1	-	1	15
12月	8	-	-	-	-	8	1	2	-	-	-	-	-	-	-	3
1月	9	-	-	-	-	9	2	5	-	-	-	-	-	-	-	7
2月	2	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2
3月	13	-	-	-	-	13	-	6	-	3	-	-	-	-	-	9
合計	149	-	-	-	-	149	35	34	17	8	4	3	3	1	4	109

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

3 指導班活動状況

(1) 区別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛護											その他	合計	
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談(集合注射会場)	犬のしつけ方相談(区民まつり等)	しつけ・飼い方指導(個別)	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発(区民まつり等)	移動ワンニャンなごやか教室	巡回指導	その他			計
千種	9	6	5	-	24	9	0	5	1	1	0	0	0	1	0	0	3	11	3	67
東	1	2	3	-	11	-	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	4	8	1	26
北	10	5	12	-	4	-	0	3	0	1	0	0	0	0	0	1	5	1	37	
西	11	5	11	-	11	-	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	2	7	1	46
中村	8	11	12	-	17	-	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	4	3	55	
中	1	11	11	-	16	6	0	5	0	1	0	0	0	3	1	0	4	14	2	61
昭和	4	2	4	-	30	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	4	1	46	
瑞穂	9	3	4	-	20	-	0	3	0	1	0	0	0	0	0	2	6	1	43	
熱田	1	3	1	-	5	-	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	4	1	15	
中川	13	24	21	-	14	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	5	83	
港	29	8	12	-	26	7	1	1	1	1	0	2	0	0	1	0	7	2	91	
南	11	8	7	-	18	-	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4	4	52	
守山	18	2	8	3	40	-	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	4	2	77	
緑	19	8	8	-	42	1	0	3	0	1	0	3	0	0	0	5	12	3	93	
名東	16	1	6	-	24	1	0	2	0	1	0	1	0	0	1	0	7	9	64	
天白	20	2	6	-	38	-	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	5	1	72	
市外	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	-	2	
合計	180	101	131	3	340	30	2	31	2	16	1	9	-	7	5	-	32	105	40	930

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

(2) 月別

単位：件

	捕獲	自活不能猫	負傷動物	巡回調査	動物取扱業監視	特定動物監視	愛護											その他	合計	
							移動ふれあい教室	移動動物愛護教室	犬の移動しつけ方教室	犬のしつけ方相談(集合注射会場)	犬のしつけ方相談(区民まつり等)	しつけ・飼い方指導(個別)	猫の移動飼い方教室	動物愛護普及啓発(区民まつり等)	移動ワンニャンなごやか教室	巡回指導	その他			計
4月	9	15	5	-	35	8	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	4	20	1	93
5月	26	24	11	1	36	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	4	3	106
6月	28	9	23	1	10	-	-	6	-	-	-	5	-	2	-	-	3	16	4	91
7月	17	13	15	1	11	3	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	3	3	66
8月	18	14	16	-	17	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	8	7	80
9月	17	11	19	-	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	61
10月	12	9	10	-	47	1	-	7	1	-	1	-	-	2	1	-	4	16	1	96
11月	16	1	12	-	77	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	3	9	6	121
12月	11	-	4	-	24	-	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	5	9	1	49
1月	7	1	4	-	10	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	3	1	27
2月	2	-	4	-	35	8	-	2	1	-	-	-	-	2	1	-	3	9	1	59
3月	17	4	8	-	28	8	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	6	10	81
合計	180	101	131	3	340	30	2	31	2	16	1	9	-	7	5	-	32	105	40	930

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

4 殺処分（収容時又は収容中に死亡した犬猫等を含む）頭数

単位：頭

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
成犬	4 (4)	-	-	-	-	-	-	-	1 (1)	2 (2)	-	-	1 (1)
子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	4 (4)	-	-	-	-	-	-	-	1 (1)	2 (2)	-	-	1 (1)
成猫	90 (59)	3 (2)	9 (6)	10 (8)	14 (8)	9 (7)	15 (6)	6 (4)	10 (9)	3 (2)	2 (2)	5 (2)	4 (3)
子猫	168 (123)	10 (6)	13 (11)	31 (23)	26 (20)	30 (20)	17 (11)	31 (23)	8 (8)	1 (1)	1	-	-
小計	258 (182)	13 (8)	22 (17)	41 (31)	40 (28)	39 (27)	32 (17)	37 (27)	18 (17)	4 (3)	3 (2)	5 (2)	4 (3)
その他の動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	262 (186)	13 (8)	22 (17)	41 (31)	40 (28)	39 (27)	32 (17)	37 (27)	19 (18)	6 (5)	3 (2)	5 (2)	5 (4)

注1 ()内は収容中に死亡

注2 標章記号について、「-」は計数のない場合

5 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その1 (年度別)

年 度	処 理 ・ 抑 留 の 別	捕 獲 犬	引 取 成 犬		引 取 犬 小 計	引 取 成 猫		自 活 不 能 猫	負 傷 猫 等	猫 等 小 計	合 計	捕 獲 犬 返 還 頭 数
			引 取 成 犬	引 取 子 犬		引 取 成 猫	引 取 子 猫					
平成 20	処 理 件 数	696	139		139	638		791	239	1,668	2,503	222
	抑 留 頭 数	482	211	63	274	471	1,317	3,128	236	5,152	5,908	
平成 21	処 理 件 数	648	128		128	469		753	212	1,434	2,210	199
	抑 留 頭 数	375	221	24	245	389	1,090	2,979	206	4,664	5,284	
平成 22	処 理 件 数	434	118		118	355		688	226	1,269	1,821	175
	抑 留 頭 数	339	216	11	227	302	909	2,820	225	4,256	4,822	
平成 23	処 理 件 数	417	112		112	216		611	251	1,078	1,607	204
	抑 留 頭 数	340	196	12	208	263	469	2,377	249	3,358	3,906	
平成 24	処 理 件 数	464	/		/	/		283	257	540	1,004	221
	抑 留 頭 数	345	117	13	130	190	423	1,072	229	1,914	2,389	
平成 25	処 理 件 数	392	/		/	/		200	192	392	784	191
	抑 留 頭 数	270	111	4	115	214	303	782	180	1,479	1,864	
平成 26	処 理 件 数	299	/		/	/		163	203	366	665	165
	抑 留 頭 数	267	77	6	83	183	220	992	209	1,604	1,954	
平成 27	処 理 件 数	262	/		/	/		121	163	284	546	135
	抑 留 頭 数	214	85	-	85	172	266	922	179	1,539	1,838	
平成 28	処 理 件 数	215	/		/	/		69	144	213	428	126
	抑 留 頭 数	186	35	-	35	109	137	679	165	1,090	1,311	
平成 29	処 理 件 数	180	/		/	/		101	131	232	412	109
	抑 留 頭 数	149	41	-	41	49	150	820	151	1,170	1,360	

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

※平成24年度の引取子犬には他自治体から譲受けた9頭を含む

※平成26、27、28、29年度の引取成猫には警察から譲受けたそれぞれ、11頭、16頭、14頭、8頭を含む

6 狂犬病予防事業及び動物愛護に関する事業推移表 その2（年度別）

年 度	処分頭数					犬実態調査 (推定頭数)		こう傷事故						避妊・去勢手術 補助金交付件数				全 市 苦 情 受 付 件 数	愛 護 指 導 業 務 処 理 件 数	
	犬	猫	学 術 研 究 用 犬 猫	負 傷 動 物 (犬猫を除く)	計	飼 犬	野 犬	発生件数			観察犬 数		被 害 者 数	犬		猫				計
								飼 犬	飼 主 不 明 犬	計	捕 獲 犬	引 取 犬		避 妊	去 勢	避 妊	去 勢			
平成 20	291	4,992	-	3	5,286	-	-	95	10	105	3	4	113	939	856	1,900	1,454	5,149	17,180	204
平成 21	207	4,521	-	2	4,730	-	30	87	8	95	3	1	96	955	860	1,852	1,457	5,124	17,282	184
平成 22	203	4,059	-	4	4,266	-	-	56	3	59	2	2	66	1,006	888	1,854	1,393	5,141	17,627	184
平成 23	174	3,125	-	-	3,299	-	20	86	7	93	4	2	94	991	892	1,873	1,392	5,148	17,725	177
平成 24	114	1,629	-	1	1,744	-	-	47	7	54	6	2	51	1,069	905	2,239	1,757	5,970	18,741	165
平成 25	85	1,156	-	1	1,242	-	13	72	10	82	2	2	84	1,039	962	2,160	1,692	5,853	19,377	181
平成 26	59	1,194	-	-	1,253	-	-	68	12	80	2	-	83	745	747	1,987	1,635	5,114	21,748	125
平成 27	23	873	-	-	896	-	4	71	6	77	2	1	82	-	-	1,431	1,207	2,638	16,109	121
平成 28	-	399	-	-	399	-	-	71	9	80	1	-	80	-	-	2,195	1,906	4,101	15,707	90
平成 29	4	258	-	-	262	-	-	73	9	82	3	-	82	-	-	2,206	1,766	3,972	15,022	105

(注) 標章記号について、「-」は計数のない場合

7 愛護指導業務に関する事業推移表

(1) 譲渡頭数

ア 犬

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
譲渡頭数		147	93	77
救命率 (%)	収容犬 〈捕獲犬＋引取犬〉 (返還犬を含む)	94.3	99.1	97.9
	捕獲犬 (返還犬を含む)	98.1	98.9	100.7
	引取犬	84.7	100.0	87.8

イ 猫

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
譲渡頭数		671	697	893
救命率(%) (返還猫を含む)		43.8	64.3	76.6

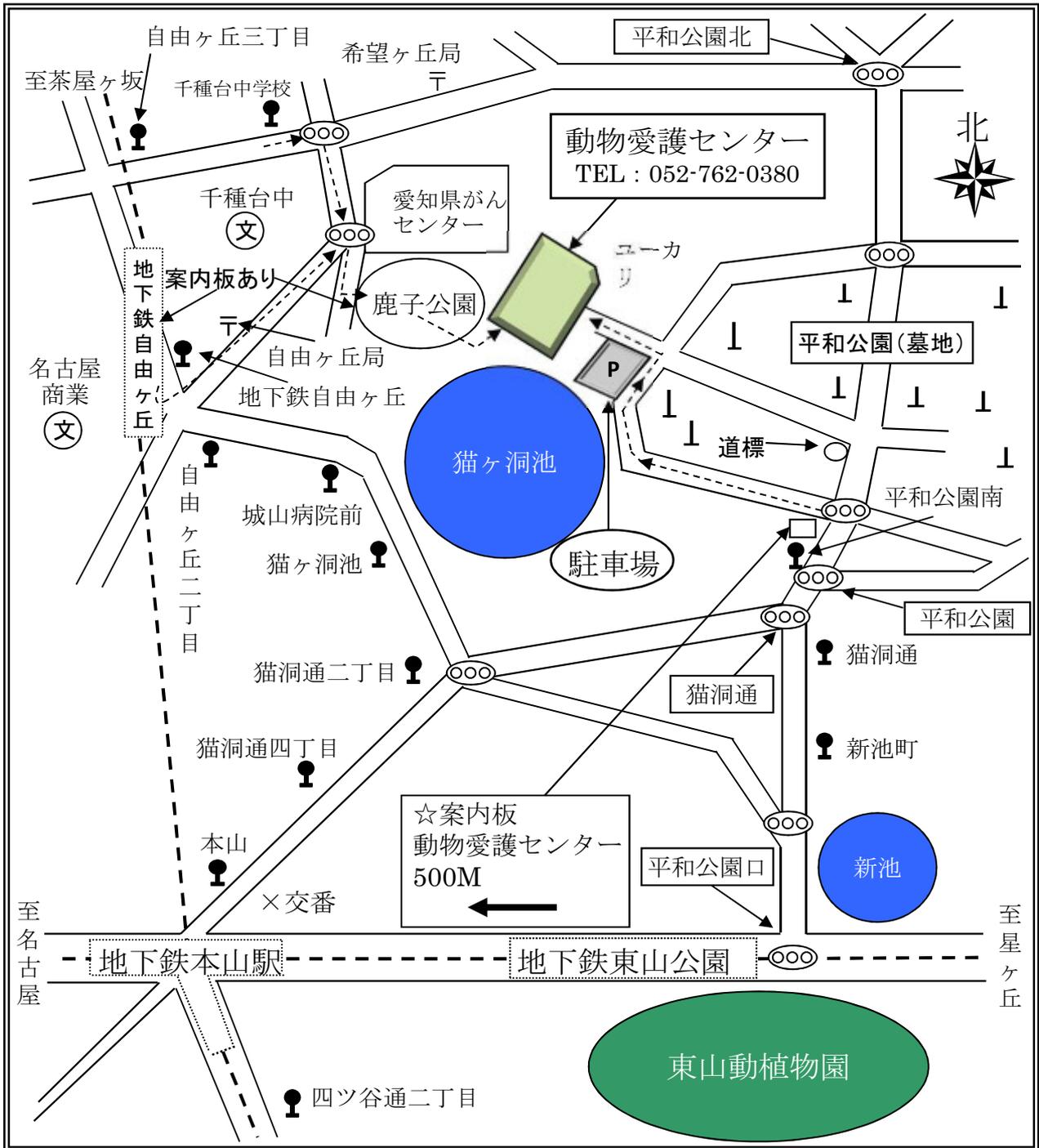
(2) 事業別実績数

		27年度		28年度		29年度	
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
動物愛護を啓発する教室	犬のふれあい広場	646	7,899	787	8,120	775	5,636
	猫ふれあいルーム	387	3,256	476	3,892	451	3,022
	なかよしワンワン教室	6	193	1	14	3	61
	動物愛護教室*	69	881	84	1,701	63	1,086
	動物体験教室	21	102	9	38	13	101
	移動ふれあい教室*	27	1,442	4	321	25	1,309
	その他の教室	52	6,601	77	3,322	76	3,037
動物介在活動	所内ワンニャンなごやか教室	33	533	22	405	10	107
	所外ワンニャンなごやか教室	3	89	5	153	5	166
動物適正飼養啓発教室	犬のしつけ方教室	15	303	15	207	16	177
	犬のしつけ相談(実技・個別)	38	143	77	157	75	112
	パピー教室	11	214	11	186	26	252
	狂注会場でのしつけ方相談	16	121	16	139	16	97
	区民祭等でのしつけ方相談	5	161	4	357	2	160
	犬の移動しつけ方教室	10	222	10	226	6	88
	犬の飼い方教室	186	350	128	171	83	137
	猫の飼い方教室	304	622	323	587	317	622
	猫の教室	8	244	1	20	—	—
	今から考えよう! 高齢犬猫のケア	5	62	2	73	2	44
	犬猫を飼う前教室	3	42	2	42	2	46
	犬の散歩指導	121	586	120	587	66	180
その他の教室等	48	1,278	19	1,264	40	1,027	
動物取扱責任者認定研修		2	49	2	67	2	59
動物取扱責任者継続研修		3	650	3	644	3	661
動物愛護週間行事	動物フェスティバル(センターコーナー)	1	1,700	1	1,500	1	1,500
	Wa nニャンふれあいDay	1	4,000	1	2,000	1	2,000

「*」=いのちの教室含む



IV 名古屋市動物愛護センター案内



☆ 交通機関

① 地下鉄自由ヶ丘駅2番出口から 徒歩15分 (鹿子公園経由)

② 基幹バス2 (名古屋駅—猪高車庫)
千種台中学校下車 徒歩10分 (鹿子公園経由)

③ 地下鉄星ヶ丘駅から市バス (地下鉄自由ヶ丘駅行)

平和公園南下車 徒歩15分

〒464-0022

名古屋市千種区平和公園2 - 106

TEL 762-0380